

サービス利用契約書

頭 書

1	名 称	令和7年度 ChromeEnterprise 利用
2	場 所	浜松市中央区中央一丁目12番7号 ほか
3	利 用 料	月 額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
4	履 行 期 間	令和7年8月1日から令和8年7月31日まで
5	契約保証金	浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除
6	支払期限等	第10条のとおり (請求の日から起算して30日以内)
7	仕 様 書 等	仕様書

サービス利用者とサービス提供者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

サービス
利用者

所 在 地 浜松市中央区元城町103番地の2

名 称 浜松市

代表者 浜松市長 中野 祐介 印

サービス
提供者

住所又は所在地

氏名又は名称 ○○○○株式会社

代表者 ○○○○ ○○ ○○ 印

条 項

(総則)

- 第1条 サービス利用者及びサービス提供者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書8に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とするサービス利用をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 サービス提供者は、この契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）において、継続してサービス利用者にこの契約書及び仕様書等記載のサービス（以下「サービス」という。）を提供するものとし、サービス利用者は、そのサービス利用料を支払うものとする。
- 3 サービス提供者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがあるとき又はサービス利用者の指示若しくはサービス利用者とサービス提供者との合意があるときを除き、サービスを提供するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書7の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。
- 5 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、サービス利用者及びサービス提供者は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 6 サービス利用者及びサービス提供者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 7 サービス提供者が共同企業体を構成しているときには、サービス利用者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、サービス利用者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、サービス提供者は、サービス利用者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行うものとし、共同企業体の構成員は、この契約に基づきサービス利用者に対して負うすべての債務について、連帯して責任を負うものとする。
- 8 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、サービス提供者の負担とする。

(サービス利用の目的及び内容)

- 第2条 この契約は、サービス利用者がサービス提供者から頭書1に記載するサービスの提供を受け、利用することを目的とする。
- 2 サービスの内容は、仕様書等のとおりとする。

(場所)

第3条 サービスは、頭書2に記載する場所で提供を受けるものとする。

(サービス利用料)

第4条 サービス利用料は、頭書3に記載する金額とする。

(履行期間)

第5条 履行期間は、頭書4に記載する期間とする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、頭書5に記載する金額とする。

2 サービス利用者は、サービス利用が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、サービス提供者の請求により、30日以内に契約保証金をサービス提供者に返還する。ただし、サービス利用者が次の各号に掲げる金銭をサービス提供者に請求することができるときは、契約保証金をこれらの金銭に充てることができるものとする。

- (1) 第27条又は第28条に規定する違約金
- (2) 第29条又は第32条に規定する遅延損害金
- (3) 第31条の規定による損害賠償金

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(サービス提供の調査等)

第7条 サービス利用者は、必要に応じ、サービス提供者に対し、履行状況について調査し、又は報告を求めることができ、サービス提供者は、これに速やかに応じなければならない。

2 サービス利用者は、前項の調査又は報告の結果、サービスの利用のために必要があると認めるときは、サービス提供者に対し、サービスの提供に関する指示を行うものとし、サービス提供者は、当該指示に従いサービスを提供するものとする。

(完了報告書等の提出)

第8条 サービス提供者は、サービス提供が完了したときは、サービス利用者に対し、完了報告書を直ちに提出しなければならない。

2 前項の場合において、完了報告書のほかに仕様書等に定める提出物があるときは、当該提出物を併せて提出しなければならない。

(検査等)

第9条 サービス利用者は、完了報告書及び前条第2項に規定する提出物を受理したときは、直ちに当該業務について、第2条の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量（以下「契約内容」という。）に適合しているかを検査し、検査の可否を判定するものとする。

- 2 前項の検査において、不合格と判定されたときは、サービス提供者は、サービス利用者が定める相当の期間内に、サービス利用者が指示する方法でサービスの再履行又は追加を行い、改めて前項の検査を受けなければならないものとし、合格と判定されるまで、以後も同様とする。
- 3 前項の場合において、当該業務の性質がサービスの再履行又は追加に適さないときは、サービス利用者は、同項の規定によるサービスの再履行又は追加に代えて、不合格部分のサービスに相応するサービス利用料の減額をサービス提供者に請求することができるものとする。
- 4 前項の規定によりサービス利用料の減額を請求する場合において、その減額割合は、次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。
 - (1) 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、サービス利用者がその定めに基づき決定し、受託者に通知する。
 - (2) 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、サービス利用者とサービス提供者が協議して決定する。
- 5 前3項の規定は、サービス利用者による解除権の行使及びサービス提供者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(支払の請求)

第10条 サービス提供者は、サービス提供料の請求を月ごとに行い、当該月の翌月以降に利用者に請求するものとする。ただし、サービス提供期間の最終月については、前条第1項の検査が終了した後に請求するものとする。

(支払期限等)

第11条 サービス利用者は、前条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料をサービス提供者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第1条第8項の規定にかかわらず、サービス利用者が負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 サービス提供者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめサービス利用者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委任の禁止)

第13条 サービス提供者は、この契約に生ずる義務の全部又は一部を一括して他に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 サービス提供者は、やむを得ず、この契約により生ずる義務を再委任する場合、サービス利用者の承認を受けるものとし、再委任先においてもサービスの提供に必要とする情報

セキュリティ対策が十分に確保されていることを確認しなければならない。

（仕様書等の変更）

第14条 サービス利用者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容をサービス提供者に通知して、仕様書等を変更することができる。

2 サービス利用者は、前項の場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくはサービス利用料を変更し、又はサービス提供者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

（不可抗力によるサービス提供の中止）

第15条 サービス提供者は、天災等サービス利用者とサービス提供者のいずれの責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）によりサービスの全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、サービス利用者と協議の上、サービスの全部又は一部を中止することができる。

2 サービス利用者は、不可抗力によりサービスの全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、サービス提供者に通知して、サービスの全部又は一部を中止させることができる。

3 前2項の規定によりサービス利用を中止したときは、サービス利用者は、業務委託料から当該中止したサービス利用の対価に相応する金額を差し引いた金額をサービス提供者に支払うものとする。このときにおいて、サービス利用者は、当該中止によりサービス提供者に生じた損失を負担しない。

（その他の事由による業務の中止）

第16条 サービス利用者は、不可抗力以外の事由が生じた場合において必要があると認めるときは、サービス提供者に通知して、サービス利用の全部又は一部を中止させることができる。

2 サービス利用者は、前項の規定によりサービス利用を中止させた場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくはサービス利用料を変更し、又はサービス提供者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

（履行期間の変更方法）

第17条 この契約の規定により履行期間を変更するときは、サービス利用者とサービス提供者が協議して変更後の履行期間を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、サービス利用者が定め、サービス提供者に通知するものとする。

（サービス利用料の変更方法）

第18条 この契約の規定によりサービス利用料を変更するときは、サービス利用者とサー

ビス提供者が協議して変更後のサービス利用料を定めるものとする。

(臨機の措置)

- 第19条 サービス提供者は、サービス提供に関して、天災等による被害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急やむを得ないときを除き、サービス提供者は、あらかじめサービス利用者の意見を聴かなければならない。
- 2 サービス提供者は、前項に規定する臨機の措置をとったときは、速やかにサービス利用者に対して、その内容を通知しなければならない。
- 3 サービス利用者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、サービス提供者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(事故等の報告と処理等)

- 第20条 サービス提供者は、サービス提供に関して事故その他の履行に支障を及ぼす事態（以下「事故等」という。）が発生したときは、直ちにサービス利用者に報告しなければならない。
- 2 サービス提供者は、自己の責任において事故等処理するものとする。ただし、サービス利用者から事故等の処理について指示があったときは、その指示に従い処理するものとする。
- 3 サービス提供者は、事故等が発生したことにより、サービス提供ができないことが判明したときは、速やかにその旨をサービス利用者に報告しなければならない。

(一般的損害)

- 第21条 履行期間中に、サービス利用に関して生じた損害（次条及び第23条に規定する損害を除く。）は、サービス提供者が負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、サービス利用者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、サービス利用者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第22条 本サービスの提供に関して第三者に損害が生じたときは、サービス提供者が当該第三者に対して当該損害を賠償するものとする。ただし、その損害賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、サービス利用者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、サービス利用者が負担する。

(不可抗力による損害)

- 第23条 履行期間中に、不可抗力により業務の履行に関して生じた損害については、サービス提供者が負担する。

(サービス利用者の催告による解除)

第24条 サービス利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) サービス提供者がサービス提供を履行しない場合において、サービス利用者が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、サービス提供者がこの契約に違反した場合において、サービス利用者が相当な期間を定めて、その違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき。

(サービス利用者の催告によらない解除)

第25条 サービス利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービス提供者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部の履行が不能であるとき。
- (2) サービス提供者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この契約の一部の履行が不能である場合又はサービス提供者が契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、サービス提供者がこの契約を履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、サービス提供者が履行せず、サービス利用者が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) サービス提供者（サービス提供者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア サービス提供者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又はサービス提供者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会がサービス提供者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令がサービス提供者又はサービス提供者が構成事業者である事業者団体（以下「サービス提供者等」という。）に対して行われたときは、サービス提供者等に対する命令で確定したものをいい、サービス提供者等に対して行われ

ていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、サービス提供者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会がサービス提供者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、サービス提供者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (7) 前号に定めるものを除くほか、サービス提供者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (8) サービス提供者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、サービス利用者の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (9) 第26条に規定する事由によらないで、サービス提供者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) サービス提供者について、破産手続開始が決定されたとき。
- (11) サービス提供者（サービス提供者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（サービス提供者が個人である場合にはその者を、サービス提供者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる

とき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ サービス提供者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、サービス利用者がサービス提供者に対して当該契約の解除を求め、サービス提供者がこれに従わなかったとき。

(12) サービス提供者が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又はサービス提供者の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(13) サービス提供者が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 サービス利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービス提供者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。

(1) サービスの一部の履行が不能であるとき。

(2) サービス提供者がそのサービスの一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(サービス提供者による解除)

第26条 サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により仕様書等を変更したことによってサービス利用料の額が3分の2以上減少したとき。

(2) サービス利用者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 サービス提供者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償をサービス利用者に請求することができる。

(違約金)

第27条 サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービス利用料の100分の10に相当する額を違約金として、サービス利用者の指定する期間内にサービス利用者に支払わなければならない。

- (1) 第24条又は第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) サービス提供者がこの契約の履行を拒否し、又は、サービス提供者の責めに帰すべき事由によって履行不能となったとき。
- (3) サービス提供者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4) サービス提供者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) サービス提供者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

（独占禁止法違反等があったときの違約金）

第28条 サービス提供者は、第25条第1項第6号に該当したときは、サービス利用者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、サービス利用料の100分の20に相当する額を違約金として、サービス利用者の指定する期間内にサービス利用者に支払わなければならない。

（サービス提供者に履行遅滞があったときの遅延損害金）

第29条 サービス提供者は、サービス提供者の責めに帰すべき事由により履行期間内に完了しないときは、サービス利用者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前2条の違約金とは別に、遅延損害金をサービス利用者の指定する期間内にサービス利用者に支払わなければならない。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、サービス利用料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。

3 前項に規定する遅延日数は、履行期間経過後に完了したときは、履行期間の満了日の翌日からその完了日までの日数とし、履行期間経過後に完了を待たずサービス利用者がこの契約を解除したときは、履行期間の満了日の翌日からその解除日までの日数とする。

（違約金等の計算基礎とするサービス利用料）

第30条 前3条の違約金又は遅延損害金（以下「違約金等」という。）の計算の基礎とする業務委託料は、次表に基づきサービス利用者が定めるものとする。

(1) 総価契約のとき	サービス利用料の総額
(2) 単価契約のとき（複数単価契約のときを除く。）	単価に予定数量を乗じて得た額
(3) 複数単価契約のとき	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額

(4) 長期継続契約のとき	月額の利用料に履行期間の月数を乗じて得た額、又は年額の利用料に履行期間の年数を乗じて得た額
(5) サービス利用料に変更があったとき	変更後のサービス利用料。

(サービス利用者の損害賠償請求権)

第31条 サービス利用者は、サービス提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に完了することができないとき。
- (2) 第24条又は第25条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、サービス提供者が契約内容に適合した履行をしないとき又は契約内容に適合した履行が不能であるとき。

2 サービス利用者は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額をサービス提供者に請求することができる。

(違約金等の支払いが遅れたときの遅延損害金)

第32条 サービス利用者は、サービス提供者が違約金等又は前条に規定する損害賠償金をサービス利用者が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金をサービス提供者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(サービス利用者に履行遅滞があったときの遅延損害金)

第33条 サービス提供者は、サービス利用者の責めに帰すべき事由によりサービス利用料の支払いが遅れたときは、遅延損害金をサービス利用者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れたサービス利用料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(解除の効果)

第34条 この契約が解除されたときは、第1条第2項に規定するサービス利用者及びサービス提供者の義務は消滅する。

2 サービス利用者は、前項の規定にかかわらず、完了前に、この契約の全部又は一部が解除された場合において、サービス提供者が既にサービス提供を完了した部分（以下「既履行部分」という。）によってサービス利用者が利益を受けるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の完了を認めるものとする。この場合において、サービス利用者

は、当該完了を認めた既履行部分に相応するサービス利用料（以下「既履行部分サービス利用料」という。）をサービス提供者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分サービス利用料は、サービス利用者とサービス提供者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、サービス利用者が定め、サービス提供者に通知する。
- 4 サービス提供者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等をサービス利用者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等がサービス提供者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、サービス提供者は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 サービス利用者は、第24条又は第25条の規定によりこの契約を解除したときは、サービス提供者に対して何らの損害賠償の責を負わないものとする。

（秘密の保持）

第35条 サービス提供者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

（特許権等の使用）

第36条 サービス提供者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、サービス利用者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、サービス提供者がその存在を知らなかったときは、サービス利用者は、サービス提供者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（暴力団の排除のための協力）

- 第37条 サービス提供者は、業務の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、サービス利用者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。
- 2 サービス提供者は、この契約に関する再委任契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、サービス提供者を通じてサービス利用者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（最低賃金法等の遵守）

第38条 サービス提供者は、この契約の履行にあたっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係諸法その他関連する法令を遵守しなければならない。

(規則の遵守)

第 39 条 サービス提供者は、この契約の履行に当たっては、この契約に定めるもののほか、浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）を遵守しなければならない。

(温室効果ガスの削減)

第 40 条 受託者は、業務の履行に当たっては、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

(雑則)

第 41 条 この契約の履行に関してサービス利用者とサービス提供者との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関してサービス利用者とサービス提供者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、サービス利用者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第 42 条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、サービス利用者とサービス提供者とが協議して定めるものとする。